

令和5年度

名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業に係る条件規定書

令和5年11月

名護市 環境水道部 施設課

目次

はじめに	1
第1章 総則	
1 事業の名称	1
2 公共施設の管理者	1
3 事業の対象となる公共施設等の名称	1
4 事業の目的	1
5 履行期間（予定）	1
6 事業の概要	2
7 整備方針運営	2
8 発電装置に求める実績	2
9 民間事業者の責任	2
10 対象となる再生可能エネルギー	2
11 事業範囲の分担	2
12 民間事業者による許認可、届出等	3
13 公害防止基準	3
14 関係法令等の遵守	3
15 環境への配慮	4
16 電気技術者の選任	4
17 安全燃焼装置の使用に関する条件	4
18 用語の定義	4
第2章 設計・施工	
1 総則	6
2 設計条件	6
3 施工条件	8
4 試運転に関する条件	11
5 設計図書及び完成図書に関する条件	11
6 事業終了時の施設機能の確認	12
7 リスク分担	12
第3章 維持管理・運営	
1 総則	13
2 維持管理・運営状況	13
その他	
1 問い合わせ先	15

はじめに

名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業の実施にあたり、名護市は、本事業を行う事業者（以下「民間事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により決定する。事業実施に必要な条件を以下に定める。

第1章 総則

1 事業の名称

名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業

2 公共施設の管理者

名護市下水道事業 名護市長 渡具知 武豊

3 事業の対象となる公共施設等の名称

沖縄県名護市港二丁目2番1号

名護下水処理場 消化ガス発電棟 RC 地上2階 床面積 222 m²

※名護下水処理場の配置、敷地立地条件は、別紙-1のとおり。

4 事業の目的

名護下水処理場では、2023年度現在、発電機1台（50kW）が稼働し、発生電力を名護下水処理場で活用しているが、発生している消化ガス量（約2000N m³/日）を全量利用すると、さらに電力を産み出すことができ、消化ガス発電は、再生可能エネルギーと位置付けられることから、環境負荷の低減に寄与すると考えられる。

このため、名護市は、名護下水処理場内の建物（消化ガス発電棟）を民間に貸付けるとともに、処理過程で発生した消化ガスを自らの資金で発電に必要な設備を整備し売電事業を行うことが可能な民間事業者へ売却を行う。これを行う民間事業者を公募により選定し、発電事業を行わせ、消化ガスの有効活用を図るものとする。

また、本事業により設置した発電施設の所有は、民間事業者とし、維持管理および売電事業運営を民間事業者が行うことで、名護市の負担を「0」としたうえで、民間事業者からの建物賃借料や消化ガス購入費を得ることにより、本事業に係る名護市の財政への貢献を期待する。

なお、消化ガスとは下水汚泥の処理過程で消化タンクから発生するメタンガスを主成分とするガスを指す。

5 履行期間(予定)

(1) 設計・施工

令和8年3月まで

※施工については、経済産業省の事業計画認可後

(2) 事業開始日

令和8年4月1日

(3) 維持管理・運営

令和8年4月1日から令和28年3月31日(20年間)

6 事業の概要

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という）に基づき、民間事業者が設備を設置後、既存設備を含めた消化ガス発電設備全体の管理・運営を遂行し、消化ガスをエネルギー源とした固定価格買取制度による発電事業を行うものである。

また、「名護下水処理場における再生可能エネルギー発電事業条件規定書」（以下「条件規定書」という。）に定める諸条件、ならびに民間事業者が提案する企画提案書に基づき遂行され、基本協定締結後、民間事業者が固定価格買取制度による売電を行うために必要となる電力会社との接続契約、事業計画の認定申請を事業開始までに完了するものとする。

7 整備運営方針

本施設の整備運営に関しては、民間事業者が本施設を設計・施工するとともに、維持管理・運営を一貫して行う趣旨に鑑み、設計・施工・維持管理・運営のすべての期間にわたって適正な整備及び維持管理のもと、本施設の機能及び性能を全うするために、民間事業者の責任と判断により必要な機械設備工事、電気設備工事を行い、公共性を確認し善良なる管理者の注意をもって維持管理・運営を遂行するものとする。

8 発電装置に求める実績

消化ガス発電装置は、国内においてバイオマス（メタン発酵ガス）を燃料とした発電実績があるものとする。

9 民間事業者の責任

本施設の能力及び性能は、民間事業者の責任により確保すること。また、民間事業者は、条件規定書に明示されていない事項であっても民間事業者が提出した企画提案書に基づく性能水準を確保するために必要なものは、民間事業者の責任で設計・施工、維持管理・運営を行うこと。

10 対象となる再生可能エネルギー

対象：消化ガス（メタン発酵ガス）

11 事業範囲の分担

(1) 民間事業者の事業範囲は以下のとおりとする。なお、民間事業者と名護市の施工区分（責任範囲）は、別紙－2に示す。

- 1) 施設の設計・施工
- 2) 施設の維持管理・運営
- 3) 事業を行うために必要な許認可及び届出
- 4) 周辺住民等への対応及び名護市が行う周辺住民対応への協力
- 5) その他事業に必要なこと

(2) 名護市の事業範囲は以下のとおりとする。

- 1) 事業用地等の確保
- 2) 下水処理施設維持管理受託者と本事業者の監督業務

12 民間事業者による許認可・届出等

- (1) 民間事業者は、事業計画認定等に関する申請書類の提出を速やかに行い、固定価格買取制度の2024年度固定価格の適用を受けること。
- (2) その他本契約上の事業を履行するために必要とされる許認可及び届出(以下「許認可等」という)について、許認可を申請しこれを受け又は届出を行い、これを維持する。

13 公害防止基準

本事業の実施にあたっては、公害防止基準を遵守しなければならない。

14 関係法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。

- ① 資源エネルギー庁 HP 記載の関係法令・ガイドライン
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/
- ② [電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別法](#)
- ③ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ④ 建築基準法
- ⑤ 都市計画法
- ⑥ 電気事業法
- ⑦ 消防法
- ⑧ 水道法
- ⑨ 下水道法
- ⑩ 水質汚濁防止法
- ⑪ 騒音規制法
- ⑫ 振動規制法
- ⑬ 大気汚染防止法
- ⑭ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑮ 石綿障害予防規則
- ⑯ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑰ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑱ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑲ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑳ 警備業法、労働安全衛生法
- ㉑ 各種建築関係資格法、建設業法、労働関係法
- ㉒ 沖縄県公害防止法
- ㉓ 借地借家法
- ㉔ 屋外広告物法
- ㉕ 条例等
 - (ア) 沖縄県県土保全条例
 - (イ) 沖縄県赤土流出防止条例
 - (ウ) 名護市景観条例
 - (エ) その他関連する条例・規則等

【要綱・基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

- ②公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ③公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ④官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑤建築工事管理指針
- ⑥電気設備工事管理指針
- ⑦機械設備工事管理指針
- ⑧建設工事安全施工技術指針・同解説
- ⑨その他関連要綱及び各種基準等

15 環境への配慮

(1) 生活環境への配慮

本事業の実施にあたり周辺住民等の生活環境への配慮に努めること。

(2) 騒音、排出ガス対策

本事業の実施にあたり、周辺住民等の生活環境を損なうことのないよう騒音・排出ガス対策を実施すること。

(3) 交通安全対策

本事業の実施にあたり、建設工事関係車両、維持管理上必要な作業車両の通行にあたっては、周辺住民等の社会生活及び経済活動に支障をきたさないよう、適切な交通安全対策を講じること。

16 電気技術者の選任

民間事業者は電気事業法第 43 条第 1 項に定める電気主任技術者を選任し電気事業法第 39 条第 1 項に従い自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保守の監督職務を行うこと。なお、電気主任技術者は経済産業省の承諾を得て外部委託することもできる。

17 安全燃焼装置の使用に関する条件

安全燃焼装置の使用に関する条件

(1) 安全燃焼装置の使用基準

下記に掲げる場合に限り、民間事業者は名護市に安全燃焼装置による消化ガスの燃焼を依頼することができる。ただし、下記の場合においても民間事業者は温水による熱供給の義務を免れないものとする。

- ①更新建設期間中
- ②定期修繕期間中

また、下記に掲げる場合には、名護市が独自の判断により安全燃焼装置を利用することができる。ただし、同装置の使用について事前に民間事業者に連絡する。

- ③ガス貯留タンク内の圧力が、安全弁設定圧力を越えた場合
- ④民間事業者への消化ガス供給量が使用責任最大量を超えると名護市が判断した場合。

18 用語の定義

本規定書において、使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「企画提案書」とは、民間事業者が提出した企画提案書とする。
- (2)「第三者」とは、名護市及び民間事業者以外の者をいう。

- (3) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令を指し、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定又は改廃されることをいう。
- (4) 「本施設」とは、本事業場所となる消化ガス発電棟及び施設、設備並びに民間事業者で設置する施設、設備全てをいう。
- (5) 「発電設備用地」とは、本事業用地のうち発電設備を設置する箇所をいう。

第2章 設計・施工

1 総則

(1) 事前調査

- 1) 民間事業者は自らの責任と費用において、本工事に必要な各種調査を行うこととする。
- 2) 民間事業者は、各種調査を行う場合には、名護市に事前連絡をする。

(2) 設計施工に関する一般事項

1) 設計

民間事業者は、基本協定締結後直ちに、企画提案書と共に、設計・施工内容のうち、名護市との調整が必要な内容について確認を受けたのち、本施設の設計にとりかかること。特に発電設備用地外に設置する配管、配線等の設置については名護市との調整を十分に行い下水処理場の運営に支障がないよう十分に配慮すること。

2) 認可等

民間事業者は法令等で定められた設計・施工に伴う各種申請等の手続きに対し事業スケジュールに支障のないよう実施し、その経費を負担すること。

3) 環境保全

民間事業者は本施設の施工にあたり、環境保全対策を実施すること。

4) 施工監理

- ①民間事業者は、下水処理場維持管理業務や場内その他の工事との調整を率先して行い円滑な下水処理場の運営に協力すること。
- ②民間事業者は、工事の進捗状況を管理及び記録を把握するとともに、工事の進捗状況について名護市に報告すること。
- ③民間事業者はいかなる理由を問わず、工事工程の遅れが明らかとなるか、または、遅延のおそれが明らかとなったときは、その旨を速やかに名護市に報告すること。
- ④施工及び維持管理においては、名護下水処理場維持管理業務の妨げにならないようにすること。
- ⑤場内の資機材搬入及び搬出道路の使用にあたっては、周辺の環境に十分配慮すること。

2 設計条件

(1) 事業内容

民間事業者は、本事業に必要な施設（機械設備、電気設備）の設計業務を実施する。

(2) 主要条件

名護市より民間事業者に供給する消化ガス量及び性状等は、概ね表1、表2のとおりとする。

表1 消化ガス量 別紙 - 3 参照

単位：Nm³/日

発生量	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度) ~ 令和4年度 (直近3年間)
	日最大	2,789	2,553	2,604	
日平均	2,168	1,953	2,056		
日最低	642	1,070	906		

上記の消化ガス発生量について、3槽の消化タンクのうち2槽を加温処理し、1槽は無加温処理としている。民間事業者が1槽の無加温処理を加温方式(設備は民間事業者が負担)に変更することも可能である。

1) 消化ガスの性状

消化ガスの性状の分析は、応募者の負担とする。

表2 消化ガス性状

濃度単位：%

取得年月日 分析項目	令和2 9/8	令和3 8/17	R4 7/26	備考
硫化水素 (H ₂ S)	0.38	0.26	0.3	FPD 付ガスクロマトグラフ法
メタン (CH ₄)	57.6	58.0	61.0	TCD 付ガスクロマトグラフ法
二酸化炭素 (CO ₂)	39.7	37.7	39.0	TCD 付ガスクロマトグラフ法

2) 消化ガス圧力

1.0～3.0kPa 程度

3) 変換熱量

民間事業者は名護市により供給された消化ガスで発電し、回収した熱を温水に変換し、名護下水処理場の消化タンクの加温処理のため必要量に応じて無償提供するものとする。

4) 下水道敷地等占用又は使用

民間事業者は、本事業遂行のために必要な用地を占用又は使用する場合「下水道敷地等占用許可願」による申請が必要である。

また、それに伴い土地の賃貸借料を支払うこととする。

(3) 施設条件

1) 構造条件

①施設については、稼働中に予測される振動及び衝撃等に対して安全なものとする。

②主要機器などの据え付けに際して、地震力に対して転倒、横滑り、脱落、破損などを起こさないようにすること。

なお、本事業施設となる消化ガス発電棟は、平成7年度に供用開始し、耐震診断は未実施である。

2) 発電量、系列数

消化ガス発電の発電量及び系列数は問わないものとする。

3) ユーティリティ

本施設で使用するユーティリティの接続および設置は、以下のとおりとする。

①道路横断のある箇所に配管、配線等を通す場合、下部道路有効高さ 4.5m 以上を確保すること。

②既設配管ビット、ラック等を使用する場合や屋外配線については、別紙-6 に示すとおり建設中である「し尿受入施設」工事等に支障がないことを確認し、設計時において、名護市へ確認をとり承諾を得ること。(別紙-6、6-1)

③消化ガスの配管の施工区分(責任範囲)別紙-2 に示す。民間事業者は、消化ガス配管に計量装置を設置し、本計量装置の値にて名護市との消化ガス売却量を決定

する。なお、消化ガス配管に設置する流量計は誤差±1%程度のものを使用し、現地納入前の実流量検査にてこれを確認すること。また、流量計は年1回、適切な点検・調整を行い、これを書面で名護市に報告すること。

- ④電力は電力会社と協議のうえ、施工区分を決定すること。なお、下水処理場敷地内を通る必要がある場合、名護市との協議のうえ配線ルートを決すること。
- ⑤消化ガス発電に係る制御信号について、ガスタンク量の制御信号は名護市に提供することとし、他に必要な制御信号がある場合は、名護市と協議の上、決定すること。また、管理棟監視室においても本施設の運転状況が把握できるよう監視端末を設置すること。
- ⑥事業に用いる上水については、名護下水処理場と別に名護市環境水道部経営課料金係と契約を行うこと。また、施設内の電気については、名護下水処理場から分岐しても構わないが、その場合は、民間事業者が電気メーターを設置し月末に使用電力に基づく金額を名護市の請求に基づき支払うこととする。
- ⑦施工による道路の復旧も、本工事で民間事業者が行うこととする。
- ⑧既設発電機撤去に伴い温水供給が停止することで、加温汚泥処理に影響をおよぼさないよう、民間事業者は対策を立案し、名護市並びに運転操作管理者の了解を得て対策を講じ工事に着手すること。この対策に係る費用並びに既設発電機の撤去費用の全ては、民間事業者の負担とする。
なお、既設発電機の処分については、名護市が行う。

4) 施設の安全運転

消化ガスの利用にあたり、発熱量、性状が変動すること、腐食性のあるガスを取り扱うこと及びシロキサンといった副産物が発生することを理解し、消化ガスを安定利用するために必要な設備の選定・設置及び維持管理・運営を行うこと。

参考に別紙ー3に消化ガスの変動実績を示す。

5) 施設の安全対策

- ①災害や停電等の緊急時は、消化ガスの遮断、消化ガス温度、圧力の異常上昇防止、緊急停止を行うなど、施設を安全に停止できるシステムとする。
- ②災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回線の構築等を考慮すること。
- ③消化ガス発電事業に伴い施設運営に必要な消化設備の設置、点検については、民間事業者が行うこととする。

6) 施設管理

本事業施設は、部外者が自由に出入りできないよう民間事業者が適切な管理を講じること。

3 施工条件

(1) 施工内容

民間事業者は、本事業に必要な施設の施工（機械設備工事、電気設備工事）を実施する。また、民間事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針を遵守するとともに、名護市に施工計画書を提出し、施工計画書に従い施設の施工を実施する。

民間事業者は、工事進捗状況において以下の点に留意する。

- 1) 民間事業者は、工事進捗状況を名護市に毎月報告するほか、名護市から要請があれば、施工の事前説明を行うこと。原則として事後報告は認めない。
- 2) 民間事業者は、近隣及び工事関係者の安全確保と環境に十分配慮すること。

(2) 施工管理

- 1) 民間事業者は、条件規定書、企画提案書、施工計画書及び関係法令に基づき本施設を施工する。
- 2) 民間事業者は、工事工程表を名護市に提出し、承諾を受けること。特に既設設備との取合いがある箇所については名護市との調整を密にし、下水処理場へ影響を与えない施工を行うこと。
- 3) 民間事業者は、工事の施工にあたっては、周辺住民に迷惑のかからぬよう公害防止に努めること。
- 4) 工事の施工に伴い発生した事故等による第三者への損害および補償費等は、民間事業者の負担において誠意をもって速やかに解決に努めること。
- 5) 既設埋設物及び構造物に損傷を与えたときは、民間事業者の責任において復旧すること。

(3) 工事用地等の使用

- 1) 民間事業者は、名護市から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 2) 民間事業者は、前項に規定した工事用地等の使用終了後は名護市の指示に従い復旧のうえ、直ちに名護市に返還しなければならない。
- 3) 民間事業者は、提供を受けた施設及び用地は目的以外に使用してはならない。

(4) 民間事業者の相互協力

民間事業者は、隣接工事又は関連工事・調査の請負業者及び関係者と相互に協力し、施工しなければならない。

(5) 工事の一時中止

- 1) 名護市は、次の各号に該当する場合においては、民間事業者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。
 - ①自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という)等の発生により工事の続行が不適切又は不可能となった場合。
 - ②関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適切と認めた場合。
 - ③着工後、環境問題等の発生により工事の続行が不適切又は不可能となった場合。
 - ④第三者、民間事業者、使用人等及び監督員の安全のため必要があると認める場合。
- 2) 名護市は、民間事業者が契約書に違反する等、名護市が必要と認めた場合には、工事の中止内容を民間事業者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。

(6) 事故報告書

民間事業者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに名護市に報告しなければならない。

(7) 環境対策

- 1) 民間事業者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階におい

て十分に検討し、周辺地域の環境の保全に努めなければならない。

- 2) 民間事業者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに名護市に報告し、名護市の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に関しては、民間事業者は、条件規定書の第2章3.(9)「官公庁への手続き等」に従い対応しなければならない。
- 3) 工事の施工に伴い、第三者への損害が生じた場合には、名護市は民間事業者に対して、民間事業者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、民間事業者は必要な資料を提示しなければならない。

(8) 諸法令の遵守

- 1) 民間事業者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は民間事業者の責任において行わなければならない。
- 2) 民間事業者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、名護市に及ばないようにしなければならない。
- 3) 民間事業者は、当該工事の契約そのものが諸法令に照らし、不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに名護市に通知し、その確認を求めなければならない。

(9) 官公庁への手続き等

- 1) 民間事業者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2) 民間事業者は、工事施工にあたり事業者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関の届出等を、法令、条例の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は名護市の指示を受けなければならない。
- 3) 民間事業者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 4) 民間事業者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、民間事業者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 5) 民間事業者は、地方公共団体、地域住民等の工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。民間事業者は、交渉に先立ち名護市に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 6) 民間事業者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないように文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時名護市に報告し、指示があればそれに従うものとする。

(10) 保険の付保・事故の補償

- 1) 民間事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2) 民間事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に関して責任をもって適正な補償をしなければならない。

(11) 施設の保全

既設構造物を汚染又はこれらに損傷を与えるおそれがある時は、適切な養生を行うものとし、これらに損傷を与えたときは、速やかに民間事業者の責任で復旧しなければ

ばならない。

(12) 現場事務所・材料置場等

- 1) 工事期間中に材料倉庫、現場事務所などの仮設物(民間事業者詰所、工作小屋、材料置場、便所等)を施設敷地内に設置する場合は、名護市が指示する期日までに位置図及び仮設物概要図を作成のうえ、名護下水処理場(名護市下水道事業名護市長)に提出し、承諾を受けなければならない。また、承諾を受けた仮設物の設置にあたっては、関係法規を守らなければならない。
- 2) 火気を使用する場合、引火性材料の貯蔵所等は、なるべく建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係規定の定めるところに従い、防火構造又は、不燃材料等でおおい、消火器を設けなければならない。
- 3) 工事中足場等を設ける場合は、堅牢、安全に築造し、常に維持に注意しなければならない。

(13) 市内企業、県内企業の優先

民間事業者は、工事の一部を発注するとき、品質・価格などが適正である場合は、市内企業、県内企業の順位を優先して使用しなければならない。

(14) 工事表示看板

民間事業者は、来場者に見やすい場所に、工事名、事業の目的、事業概要、工事の内容、工事概要、工事事業者名、同現場責任者名、電話番号を記載した「工事標示看板」を設置しなければならない。

(15) アスベスト含有建設資材の使用禁止

原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。

(16) 工事中の安全確保

民間事業者は、常に工事の安全に留意し現場確認を行い災害の防止を図らなければならない。

(17) 工事施工によって生じた現場発生品は、民間事業者が適切に処分すること。

(18) 本工事施工において疑義が生じた場合の解釈及び本工事施工については、名護市と協議のうえ決定する。

4 試運転に関する条件

民間事業者は、完工確認にさきがけて試運転を実施すること。試運転の実施の際には、性能が本条件規定書に適合することを確認すること。

5 設計図書及び完成図書に関する条件

(1) 設計図書

- ①企画提案書に示される性能が確認できる図面一式。
- ②企画提案書に示される性能が確認できる構造計算書、容量計算書、性能確認説明書その他書類。
- ③機器、器具及び備品(什器を含む)一覧

④関係法令等に基づく申請図書等（写し）

(2) 完成図書

完成図、工事写真、その他名護市が必要とする書類を提出すること。
なお、提出部数は、正、副の各1部とする。

6 事業終了時の施設機能の確認

事業期間終了若しくは名護市又は民間事業者が解除により契約を終了するときは、原則として現状復旧し、名護市に事業用地等を引き渡すことを基本とし、契約終了前に名護市と協議を行うものとする。

7 リスク分担

リスク分担は、別紙－4のリスク分担表のとおり

第3章 維持管理・運営

1 総則

(1) 維持管理・運営時のユーティリティ条件

消化ガスは、民間事業者が提案した単価で名護市から買い取るものとし、施設等は有償にて提供する。また、電力は電力会社と、上水は名護市環境水道部経営課料金係と民間事業者がそれぞれ契約すること。その他、薬品等の消耗剤は民間事業者自ら調達、管理すること。供給する消化ガス量は企画提案書に記載した値を基本とするが、名護市の消化設備の修繕等により、1日当たりの所定の量を供給できない可能性がある場合や民間事業者の設備の緊急修繕等の際には、速やかに名護市に通知し、名護市と下水処理場施設の運転維持管理受託者と民間事業者の3者で調整を行い、維持管理・運営の効率化を図るものとする。

(2) 対象施設、設備

本事業における維持管理・運営の対象施設は消化ガス発電棟及び民間事業者が設置する施設、設備全てとする。

2 維持管理・運営状況

(1) 業務内容

1) ガス買取り価格予定表の作成及び提出

維持管理・運營業務の実施に際しては、名護市の示す消化ガス発生量に基づき、消化ガス買取り予定量を提示し、名護市の確認を得ること。

2) 日常点検の実施

民間事業者は、日常の点検を行い、これを記録し、異常があれば名護市及び名護下水処理場施設の運転維持管理受託者へ速やかに報告すること。

3) 突発故障、修繕時の対応

突発故障時等の対応は下水処理場の運転に支障が出ないように、名護下水処理場施設の運転維持管理受託者と調整を図り、迅速な対応をとること。また、修繕等で施設を停止する場合は、停止時期、期間について名護市と事前に協議し、消化槽の運転に支障がないように調整すること。

4) 民間事業者は、維持管理運営期間中、民間事業者の判断により自ら加入する保険のほか、第三者賠償に対する保険を付保すること。

5) その他の業務

名護市が行う下水処理場施設の運転・維持管理との調整を率先して行い、円滑な運転・維持管理に協力すること。

(2) 業務書類等

民間事業者は、事業の履行にあり次の書類を定められた期間内に提出すること。

1) 年間維持管理計画書毎事業年度の開始の30日前までに、本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理計画書を提出し、名護市の確認を受ける。なお、年間維持管理計画書を構成する各諸項の作成要領は次のとおりとする。

①年間消化ガス買取り量

修繕計画、名護市の消化ガス提供可能量を元に年間消化ガス買取り量を記載する。なお、前年度の9月30日までに消化ガス買取り量の概算を名護市に提出すること。

②組織体制

民間事業者は総括責任者を定め、業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、総括責任者のもとで、「2. (1)業務内容」に示すそれぞれの業務について、業務の分担体制、責任者の配置に関する体制従事者体制、緊急時体制等を具体的に記載すること。

③故障・事故発生時の対応に関する計画

事故を未然に防ぐための日々の管理手法等の考え方及び事故発生時における、初期対応方法、二次被害拡大防止対策、施設機能確保対策等を設備機器のバルブ切替操作、最低限の部品の確保、下水処理場との連携などに触れ、具体的に記載すること。また、人身事故、電気事故、火災事故、埋設物事故等の事故ごとの対応に関する計画を具体的に記載すること。

2) 業務月間計画書

当該月に係る業務月間計画書（消化ガス月間買取予定量）を前月末までに提出すること。

3) 業務月間報告書

当該月に係る業務月間報告書（消化ガス買取量に関する報告）を提出すること。

4) 随時、提出する書類

次の書類を随時、提出すること。

①故障事故報告書

②その他必要なもの

(3) 事業終了時の施設機能の確認

事業期間終了時若しくは名護市又は民間事業者が解除により契約を終了するときは、原則として現状復旧し、名護市に事業施設等を引き渡すことを基本とし、契約終了の4年前に名護市と協議を行うものとする。

(4) 性能未達の場合の対応

民間事業者は、企画提案書に示す基準に対し性能未達となった場合、直ちに原因を解明し、改善計画を名護市に提示し承諾を得ること。民間事業者は、承諾を得た改善計画に従い、速やかに本施設の復旧を図る。

なお、性能未達に伴い発生する一切の費用は、民間事業者の負担とする。

(5) 将来計画への対応

1) 増設、更新への対応

対象となる下水処理場は、本事業計画期間内である20年間の間には施設の増大、更新等が発生する見込みである。民間事業者は、名護市が行う下水処理場の工事との調整を率先して行い、施設の円滑な運営に協力すること。

なお、名護市が行う下水処理場の工事に伴いユーティリティ接続位置変更等の工事が発生した場合、工事は名護市にて行う。

2) 消化ガス量増加への対応

流入汚水量の増加に伴い消化ガス量が増加していくことが見込まれる。民間事業者は、消化ガス買取量を名護市の承諾を得て増やすことができる。

(6) 市内企業、県内企業への優先発注

民間事業者は、維持管理・運營業務において外注する場合、品質・価格などが適正

である場合は、市内企業、県内企業の順位を優先して使用しなければならない。

その他

1 問い合わせ先

(1) 主 催 名護市下水道事業

(2) 連絡先 名護市 環境水道部 施設課 処理場係 担当者:石垣

〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目2番1号

電 話 : 0980-52-5336 F A X : 0980-54-2085

e-mail : suidou-shisetsu@city.nago.lg.jp

(3) 受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日を除く)